

県営住宅補欠入居募集住宅一覧

番号	団地名	所在地 (今治市)	小学校 校区	建設 年度	棟 番号	階数	間取り	間取り 内 訳	床面積 (㎡)	5年度家賃 (一般入居者)	戸数	団地 計	年間 入居 実績	団地 計	駐 車 場	風 呂	給 湯	優 遇 入 居	単 身 入 居	備 考	
①	唐 子	唐子台西3丁目3番地	国 分	S 48	1・2	5階建	3DK	6・6・3・DK	44.5	9,500～14,100	60	260	1	3	△	△		①	○		
				S 49	5	5階建	3DK	6・6・3・DK	44.6	9,600～14,400	30		1								
							4DK	6・6・3・3・DK	57.4	12,400～18,500	10		0								
				S 50	4	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	50.1	11,000～16,400	40		0								
				S 51	3	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	53.8	12,000～17,900	30		0								
				S 52	8	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	53.8	12,200～18,200	30		0								
				S 53	7	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	53.8	12,400～18,600	30		1								
S 54	6	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	53.8	12,600～18,900	30	0													
②	今治西	湊町1丁目3番27号	近 見	S 57	1	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	60.8	16,500～24,600	30	30	2	2	○	○			○	エレベーター付き	
③	近見西	近見町4丁目3番60号	近 見	S 60	1	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	58.7	15,800～23,500	20	60	0	0	○	○		①	○		
				S 62	2・3		3DK	6・6・4.5・DK	58.7	16,200～24,200	40		0								
④	今治東	東鳥生町4丁目4番67号	吹 揚	H 6	1・2	3階建	3DK	6・6・6・DK	67.9	20,700～30,900	36	36	0	0	○	○	○	②	△		
⑤	松 木	松木6番地3	富 田	H 10	1・2	3階建	2DK	6・6・DK	54.9	17,400～26,000	4	36	0	2	○	○	○	②		○	
							2DK	6・6・DK	58.9	18,700～27,900	4		0								
							2LDK	6・6・LDK	65.4	20,800～30,900	8		1								
							3DK	6・6・6・DK	70.9	22,500～33,500	20		1								
⑥	桜 井	桜井団地5丁目2番地1	桜 井	H 12	1・2 (1棟)	6階建	2DK	6・6・DK	55.4	18,300～27,200	18	54	0	1	○	○	○			○	エレベーター付き
							3LDK	6・6・5・LDK	71.2	23,500～35,000	35		1								
							2LDK	6・7.8・LDK	71.2	23,500～35,000	1		0								
計		6団地										476	8	8							

注1 「家賃」欄は、一般入居者（高齢者・身障者等以外）の本来家賃の最低額と最高額を示す。（減免世帯はこの最低額からさらに減額）家賃は収入により毎年変動します。

注2 「年間入居実績」欄は、過去1年間（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の実績です。

注3 「駐車場」欄の○は戸数分の駐車場整備済、△は未整備（車庫証明はできません。）

駐車場を利用される方は団地で設立している駐車場管理組合にその申込みをしていただくこととなります。□

注4 「風呂」欄の○は風呂あり、△は浴室はありますが浴槽、風呂釜（ガス）は各自の持込みです。（前の入居者から譲受可能な場合もあります。）

注5 「給湯」欄の○は、風呂、台所、洗面所の3箇所に給湯設備があります。

注6 「優遇入居」欄は老人世帯等の優遇入居に関して、優先する対象住宅を示す。①：1階及び2階、②：1階住宅のみ

注7 「単身入居」欄は単身の方が入居可能な住宅を示す。○は入居可能、△は1階のみ入居可能

注8 上記団地は、全棟、耐震性を有しています。

☛ 給与所得控除額の速算表

給与収入金額	給与所得控除額	『給与収入金額』 『給与所得控除額』 『給与所得』
162.5万円以下	65万円(※)	
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	
660万円超1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	
1,000万円超	収入金額×5%+170万円	

※. たとえば、給与収入金額(税込み)が550万円の給与所得控除額は

$$\Rightarrow 550万円 \times 20\% + 54万円 = 164万円$$

なお、給与収入金額が65万円以下の場合には、給与所得控除額(※)は、収入金額と同額となる。

☛ 主な収入金額別・給与所得目安表

収入金額	給与所得	控除割合	収入金額	給与所得	控除割合
400万円	266万円	33.5%	800万円	600万円	25.0%
420万円	282万円	32.9%	820万円	618万円	24.6%
440万円	298万円	32.3%	840万円	636万円	24.3%
460万円	314万円	31.7%	860万円	654万円	24.0%
480万円	330万円	31.3%	880万円	672万円	23.6%
500万円	346万円	30.8%	900万円	690万円	23.3%
520万円	362万円	30.4%	920万円	708万円	23.0%
540万円	378万円	30.0%	940万円	726万円	22.8%
560万円	394万円	29.6%	960万円	744万円	22.5%
580万円	410万円	29.3%	980万円	762万円	22.2%
600万円	426万円	29.0%	1000万円	780万円	22.0%
620万円	442万円	28.7%	1050万円	827万5,000円	21.2%
640万円	458万円	28.4%	1100万円	875万円	20.5%
660万円	474万円	28.2%	1150万円	922万5,000円	19.8%
680万円	492万円	27.6%	1200万円	970万円	19.2%
700万円	510万円	27.1%	1250万円	1017万5,000円	18.6%
720万円	528万円	26.7%	1300万円	1065万円	18.1%
740万円	546万円	26.2%	1350万円	1112万5,000円	17.6%
760万円	564万円	25.8%	1400万円	1160万円	17.1%
780万円	582万円	25.4%	1450万円	1207万5,000円	16.7%

※. 給与所得控除額の割合は、小数点第1位未満四捨五入。

※. 本頁は、2009年9月1日現在の法令等に基づいています。

給与所得・公的年金所得換算表

給与所得・公的年金所得換算表

【給与所得金額換算表】

給与収入[A] (円)	給与所得控除後の所得金額 (円)
1 ～ 650,999	0
651,000 ～ 1,618,999	A - 650,000
1,619,000 ～ 1,619,999	969,000
1,620,000 ～ 1,621,999	970,000
1,622,000 ～ 1,623,999	972,000
1,624,000 ～ 1,627,999	974,000
※1,628,000 ～ 1,799,999	4,000円階差後 a × 60%
※1,800,000 ～ 3,599,999	4,000円階差後 a × 70% - 180,000
※3,600,000 ～ 6,599,999	4,000円階差後 a × 80% - 540,000
6,600,000 ～ 9,999,999	A × 90% - 1,200,000
10,000,000 ～	A × 95% - 1,700,000

※は、4,000円で除して小数点以下切り捨てて4,000円をかける→a

平成18年度より【公的年金等の所得金額換算表】

(平成18年度より改正されました。)

受給者が65歳以上		受給者が65歳未満	
公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
330万円未満	収入金額 - 120万円	130万円未満	収入金額 - 70万円
330万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 37.5万円	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 37.5万円
410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 78.5万円	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 78.5万円
770万円以上	収入金額 × 95% - 155.5万円	770万円以上	収入金額 × 95% - 155.5万円

平成17年度以前【公的年金等の所得金額換算表】

受給者が65歳以上		受給者が65歳未満	
公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
260万円未満	収入金額 - 140万円	130万円未満	収入金額 - 70万円
260万円以上 460万円未満	収入金額 × 75% - 75万円	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 37.5万円
460万円以上 820万円未満	収入金額 × 85% - 121万円	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 78.5万円
820万円以上	収入金額 × 95% - 203万円	770万円以上	収入金額 × 95% - 155.5万円

2 公的年金等に係る雑所得の金額の計算方法

公的年金等に係る雑所得の金額は、下記の表により算出します。

公的年金等控除額は、年金を受け取る人の年齢により次のように定められています。下記速算表の該当箇所において、(a)に(b)を乗じ、(c)を控除した残額が、公的年金等に係る雑所得の金額です。

公的年金等に係る雑所得の速算表(平成17年分以後)

年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

(注) 例えば65歳以上の人で「公的年金等の収入金額の合計額」が350万円の場合には、公的年金等に係る雑所得の金額は次のようになります。
 $3,500,000円 \times 75\% - 375,000円 = 2,250,000円$